

重度心身障がい者医療費助成について R7.4 改訂

1. 助成の対象となる方

次のアからウの全てを満たし、下記の①から③のいずれかに該当する方です。

- ア. 美瑛町に住民登録をしていること
- イ. 健康保険に加入していること
- ウ. 生計を主として維持する方の前年の所得が限度額未満*であること ※1月～7月までは前々年
- ① 身体障害者手帳の1～3級（ただし、3級の場合は、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫、又は肝臓の機能障がいに限ります。）をお持ちの方
- ② 療育手帳をお持ちで「A」と判定された方、又は「重度」と判定（診断）された方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

2. 申請手続き

次のものをお持ちになり保健福祉課福祉係（⑦番窓口）で申請手続きをしてください。

- ア. 健康保険加入を証する書類
- イ. 印鑑
- ウ. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- エ. 個人番号（マイナンバー）が確認できる書類（個人番号カード、通知カード）
- オ. 本人確認できる書類（個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳など）

3. 助成内容

医療機関にかかったときの医療費のうち保険診療の自己負担額（1割から3割）*¹の一部を助成します。（精神障害者保健福祉手帳の方は入院に係るものを除きます。）

区分	年齢区分	受給者証の表示	医療費の自己負担
住民税課税世帯	65歳未満	障課	1割負担 入院 月額上限 57,600円 ※多数該当の場合は 44,400円 通院 月額上限 18,000円 ※年額上限 144,000円 訪問看護 月額上限 18,000円 ※月額・年額上限を超えた場合は、申請いただくことにより払い戻しが受けられます。
	65歳以上	老課	
住民税非課税世帯* ²	65歳未満	障初	初診時に 一部負担金 をお支払いください。 医科 580円 歯科 510円 柔整 270円 訪問看護 1割負担 ※月額上限 8,000円 ※月額上限を超えた場合は、申請いただくことにより払い戻しが受けられます。
	65歳以上	老初	

※1 次のものは助成の対象となりません。

- ・入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額
- ・健康保険適用外の医療

※2 住民税課税世帯のうち、均等割のみ課税世帯も非課税世帯の区分となります。

4. 医療機関にかかる場合

北海道内の医療機関等を受診するときは、「健康保険加入を証する書類」又は「後期高齢者医療被保険者証」と「重度心身障がい者医療費受給者証」を医療機関の窓口へ提示してください。

「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額認定証」をお持ちの方は併せて提示してください。

※自立支援医療等の公費負担制度が適用される場合は、それらの公費負担が優先されます。

5. いったん医療機関で医療費を支払った場合

健康保険加入を証する書類や受給者証を忘れたときや、補装具の購入などでいったん医療機関に医療費を支払った場合は、申請により助成分の払い戻しが受けられます。

【手続きに必要なもの】

- ・印鑑
- ・健康保険加入を証する書類
- ・受給者証
- ・領収書※
- ・口座番号がわかるもの
- ・個人番号が確認できる書類と本人確認できる書類（2. 申請手続きをご覧ください。）

※領収書に受給者の氏名、領収印、総診療費等がないもの（レシート等）は受け付けできない場合があります。診療点数が明らかになるものをご用意ください。

また、補装具費用申請の際は、医師の証明書が必要です。

6. 受給者証の再交付を受ける場合

受給者証を紛失したり、破いたり、汚したりして使えなくなったときは再交付いたします。

【手続きに必要なもの】

- ・印鑑 ※本人自署による署名の場合は省略可
- ・破いたり、汚したりした受給者証
- ・窓口に来られる方の本人確認ができるもの

7. 役場へ届出が必要な場合

受給者証の交付を受けた後に、次のような変更があったときは、届出が必要です。

- ア. 住所、氏名が変わったとき
- イ. 加入している健康保険が変わったとき
- ウ. 生計を主として維持する方が変わったとき

【手続きに必要なもの】

- ・印鑑 ※本人自署による署名の場合は省略可
- ・新しい健康保険加入を証する書類（健康保険が変わったとき）
- ・受給者証

8. 受給資格がなくなる場合

次の場合には受給資格を喪失し、その後、受給者証は使用できませんので、役場への届出と受給者証をお返しください。

- ア. 町外へ転出するとき
- イ. 健康保険の資格がなくなったとき
- ウ. 生活保護を受けるようになったとき
- エ. 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入しないとき
- オ. 精神障害保健福祉手帳の有効期間が過ぎたとき
- カ. 所得が限度額以上になったとき

9. 受給者証の更新について <<受給者証には有効期限があります>>

所得内容が毎年変わるため、受給資格は毎年更新となります。（更新の際には役場からご案内します。）

受給資格が一度非該当になった場合でも、翌年の判定により該当になる可能性がありますので必ず更新手続きを行なってください。

また、65歳以上の方で受給者証が交付されない方（住民税課税世帯と判定され、後期高齢者医療の負担割合が1割負担の方）も翌年の判定により、受給者証が交付される可能性がありますので、必ず更新手続きを行ってください。

申請手続き・届出等のお問い合わせは・・・

美瑛町役場 保健福祉課 福祉係(1階⑦番窓口)

美瑛町本町4丁目6番1号 電話:0166-92-4338 FAX:0166-92-1115

メール:hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp